

第 3 部

交通指導取締り

- 1 交通指導取締り状況
- 2 飲酒運転周辺者に対する罰則
- 3 無免許運転周辺者に対する罰則
- 4 妨害運転に対する罰則
- 5 暴走族対策推進状況
- 6 交通反則通告制度のあらまし

1 交通指導取締り状況

交通秩序を維持し、交通の安全と円滑を図るとともに、交通に起因する障害を防止するため、道路交通法、道路運送車両法等の関係法令に違反する行為に対して取締りを行っています。

また、交通指導取締りに当たっては、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、及び横断歩行者等妨害等の交差点違反等、重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反、駐車違反等の迷惑性の高い違反、並びに被害軽減効果の高いシートベルト装着義務違反等を重点に実施しています。

～ 道路交通法違反等の取締り状況 ～

区 分		令和5年	
		(件数)	構成率(%)
悪質・危険な違反	無 免 許	60	0.1
	飲 酒	175	0.4
	速 度	7,085	17.2
交差点違反	信 号	1,815	4.4
	一 時 停 止	10,131	24.5
	歩 行 者 妨 害	1,216	2.9
駐 車 違 反		811	2.0
そ の 他		11,956	29.0
点 数 違 反		8,036	19.5
合 計		41,285	100.0

2 飲酒運転周辺者に対する罰則（平成19年9月19日施行）

(1) 車両等提供罪

飲酒運転をすると知りながら、車両を提供した場合

(2) 酒類提供罪

飲酒運転をすると知りながら、酒類を提供した場合

(3) 同乗罪

飲酒運転をすると知りながら、要求・依頼して同乗した場合

(4) 罰則一覧

	車両等提供罪	酒類提供罪	同乗罪
運転者が酒酔い	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	
運転者が酒気帯び	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は 30万円以下の罰金	

3 無免許運転周辺者に対する罰則（平成25年12月1日施行）

(1) 自動車等提供罪

無免許運転をするおそれがある者に自動車等を提供した場合

(2) 同乗罪

無免許運転であることを知りながら、要求・依頼をして同乗した場合

(3) 罰則

自動車等提供罪	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
同乗罪	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

4 妨害運転に対する罰則（令和2年6月30日施行）

(1) 妨害運転（交通の危険のおそれ）

他の車両等の通行を妨害する目的をもって、一定の違反行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

(2) 妨害運転（著しい交通の危険）

(1)の罪を犯し、高速自動車国道等において他の車両を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

(3) 一定の違反（妨害運転の対象となる10類型）

通行区分違反、急ブレーキ禁止違反、車間距離不保持、進路変更禁止違反、追越し違反、減光等義務違反、警音器使用制限違反、安全運転義務違反、最低速度違反（高速自動車国道）、高速自動車国道等駐停車違反

(4) 罰則

妨害運転 （交通の危険のおそれ）	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
妨害運転 （著しい交通の危険）	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

5 暴走族対策推進状況

(1) 昨年の全国暴走族の動向

全国的な特徴として、暴走族のグループ数や構成員数は減少傾向にあり、暴走族の大規模な集団走行を見かけることは少なくなりましたが、グループを小規模化させ、散髪的な爆音爆走等を繰り返す形態を主流に活動している者もおります。

これらの者は依然として集団で信号無視等の危険走行や広がり走行、蛇行運転、不正改造により騒音を撒き散らす等、周囲に多大な迷惑や危険を及ぼしている現状にあります。

(2) 昨年の本県暴走族の動向

本県では、暴走族等の情報共有を行いながら、総力を挙げて先制的な取り組みを行った結果、暴走族による大規模集団での暴走行為を封圧し、地域の静穏の確保と交通環境の浄化を推進しました。

(3) 最近の暴走族の動向

例年、暴走族は春頃に結成され、集団暴走を行うことが予想されます。また、グループに加入せず少人数で爆音暴走する者も例年見られますので、今年も総力を挙げた暴走族取締りを推進します。

(4) 暴走族を許さない環境づくり

暴走族は依然として悪質なぐ犯集団としての性格を維持しており、治安上の問題となっており、地域住民の安全安心のためには、暴走行為を見過ごすことなく、家庭、学校、職場、地域等が自発的に、暴走族追放に向けた気運を醸成し、身近な問題として取り組んでいく必要があります。

※ 交通違反の検挙（人員）状況

違反種別		令和5年		令和4年	
		検挙人員	逮捕人員	検挙人員	逮捕人員
道路 交通 法	共同危険行為				
	無免許運転				
	整備不良	1		2	
	その他	16		7	
合計		17		9	

6 交通反則通告制度のあらまし

(1) 制度の趣旨

道路交通法違反者に対し、その違反の軽重を問わず、すべて犯罪者として刑罰を科すことは、交通安全に対する運転者の遵法意欲を減退させるとともに、刑罰の効果を減殺するような結果を生ずることにもなりかねないものであり、こうした事態に対処するため、比較的軽微な違反に対しては、刑罰的評価を加える制度を温存させつつも、刑罰に先行して行政手続において処理（行政上の一種の制裁金賦課）し、かつ、違反者に裁判を受ける権利を保障するという制度です。

(2) 制度の概要

車両等（軽車両を除く。）の運転者がした違反行為であって、原則として警察官等が現認した比較的軽微で定型的な違反行為を「反則行為」とし、違反者のうち、無免許運転や酒気帯び運転などの一定の悪質運転者や交通事故を起こした人のような危険性の高いものを除いた者を「反則者」として、警察官の告知報告に基づき、警察本部長が反則者に、法令に定める定額の反則金納付を通告し、通告を受けた人が反則金を納付した場合は、その違反について公訴を提起されず、少年の場合、家庭裁判所の審判に付されないこととなり、納付しない場合に限り、刑事訴訟法手続又は少年審判手続で処理されることとなります。

また、警察本部長の通告に先立って行われる警察官等の告知を受けた者は、一定の期間内に反則金に相当する金額を仮に納付できるものとし、仮納付した者は、通告に従って反則金を納付したものとみなされます。

(3) 交通反則告知書（青キップ）を交付された場合

反則行為をした反則者には、警察官や交通巡視員から交通反則告知書（通称青キップ）と納付書が渡されます。

告知内容に異議がなければ、告知日を含めて8日以内に、納付書に記入された金額の反則金を指定金融機関に納める（仮納付）と、すべての手続は終わり、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくてよいこととなります。

(4) 仮納付できなかった場合

交通反則告知書と納付書を受け取り、期限内に仮納付できなかったときは、指定された交通反則通告センターに出頭して、通告書で反則金納付の通告を受けることとなります。

通告を受けた人が、通告日を含めて11日以内に指定金融機関に反則金を納めると、手続は終わります。

住所地が遠隔地であるなど交通反則通告センターに出頭できない人は、郵送で通告を受け、このときは、通告書の送付費用（配達証明書留郵便料金）も併せて納めなければなりません。

(5) 反則金の使途

交通反則金は、国庫金として国に納められた後、都道府県や市町村に交付され、信号機、横断歩道橋、道路標識など交通安全施設の設置に使われます。

○ 交通違反の点数と反則金の額

(反則金額の単位は千円です)

交通違反の種類	点数			反則金の額					交通違反の種類	点数			反則金の額					
	一般	酒気帯び		大型車	普通車	二輪車	小特車	原付車		一般	酒気帯び		大型車	普通車	二輪車	小特車	原付車	
		0.25未満	0.25以上								0.25未満	0.25以上						
運転殺人等	62	—	—	—	—	—	—	—	環状交差点安全進行義務違反	2	14	25	12	9	7	6		
危険運転致死	62	—	—	—	—	—	—	—	横断歩行者等妨害等	2	14	25	12	9	7	6		
運転傷害等(治療期間3月以上または後遺障害)	55	—	—	—	—	—	—	—	徐行場所違反	2	14	25	9	7	6	5		
危険運転致傷(治療期間3月以上または後遺障害)	55	—	—	—	—	—	—	—	指定場所一時不停止等	2	14	25	9	7	6	5		
運転傷害等(治療期間30日以上)	51	—	—	—	—	—	—	—	整備不良制動装置等	2	14	25	12	9	7	6		
危険運転致傷(治療期間30日以上)	51	—	—	—	—	—	—	—	尾灯等	1	14	25	9	7	6	5		
運転傷害等(治療期間15日以上)	48	—	—	—	—	—	—	—	作動状態記録装置不備	2	14	25	12	9	7	6		
危険運転致傷(治療期間15日以上)	48	—	—	—	—	—	—	—	安全運転義務違反	2	14	25	12	9	7	6		
運転傷害(治療期間15日未満または建造物損壊)	45	—	—	—	—	—	—	—	自動運行装置使用条件違反	2	14	25	12	9	7	6		
危険運転致傷(治療期間15日未満)	45	—	—	—	—	—	—	—	幼児等通行妨害	2	14	25	9	7	6	5		
酒酔い運転	35	—	—	—	—	—	—	—	安全地帯徐行違反	2	14	25	9	7	6	5		
麻薬等運転	35	—	—	—	—	—	—	—	騒音運転等	2	14	25	7	6	6	5		
妨害運転(著しい交通の危険)	35	—	—	—	—	—	—	—	消音器不備	2	14	25	7	6	6	5		
	25	—	—	—	—	—	—	—	大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14	25	—	—	12	—		
無免許運転	25	—	—	—	—	—	—	—	高速自動車国道等措置命令違反	2	14	25	—	—	—	—		
酒気帯び運転	—	13	25	—	—	—	—	—	本線車道横断等禁止違反	2	14	25	12	9	7	6		
過労運転等	25	—	—	—	—	—	—	—	高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14	25	12	9	7	6		
共同危険行為等禁止違反	25	—	—	—	—	—	—	—	免許条件違反	2	14	25	9	7	6	5		
速度	50 km 以上	12	19	25	—	—	—	—	番号標表示義務違反	2	14	25	—	—	—	—		
		高速道路	40 km 以上 50 km 未満	6	16	25	—	—	—	混雑緩和措置命令違反	1	14	25	—	—	—	—	
			35 km 以上 40 km 未満	3	15	25	40	35	30	20	通行許可条件違反	1	14	25	6	4	4	3
			30 km 以上 35 km 未満	3	15	25	30	25	20	15	通行帯違反	1	14	25	7	6	6	5
超	30 km 以上 50 km 未満	6	16	25	—	—	—	—	路線バス等優先通行帯違反	1	14	25	7	6	6	5		
		25 km 以上 30 km 未満	3	15	25	25	18	15	12	軌道敷内違反	1	14	25	6	4	4	3	
		20 km 以上 25 km 未満	2	14	25	20	15	12	10	道路外出右左折方法違反	1	14	25	6	4	4	3	
		15 km 以上 20 km 未満	1	14	25	15	12	9	7	道路外出右左折合凶車妨害	1	14	25	7	6	6	5	
過	15 km 未満	1	14	25	12	9	7	6	指定横断等禁止違反	1	14	25	7	6	6	5		
大型自動車等無資格運転	12	19	25	—	—	—	—	—	車間距離不保持	1	14	25	7	6	6	5		
仮免許運転違反	12	19	25	—	—	—	—	—	進路変更禁止違反	1	14	25	7	6	6	5		
積載物重量制限	大型車	10割以上	6	16	25	—	—	—	—	追い付かれた車両の義務違反	1	14	25	7	6	6	5	
		5割以上 10割未満	3	15	25	40	—	—	—	乗合自動車発進妨害	1	14	25	7	6	6	5	
		5割未満	2	14	25	30	—	—	—	割込み等	1	14	25	7	6	6	5	
	普通車	10割以上	3	15	25	—	35	—	—	交差点右左折方法違反	1	14	25	6	4	4	3	
		5割以上 10割未満	2	14	25	—	30	—	—	交差点右左折等合凶車妨害	1	14	25	7	6	6	5	
		5割未満	1	14	25	—	25	—	—	指定通行区分違反	1	14	25	7	6	6	5	
二輪車	10割以上	—	—	—	—	—	30	—	環状交差点左折等方法違反	1	14	25	6	4	4	3		
	5割以上 10割未満	—	—	—	—	—	25	—	交差点優先車妨害	1	14	25	7	6	6	5		
	5割未満	—	—	—	—	—	20	—	緊急車妨害等	1	14	25	7	6	6	5		
原付車	10割以上	—	—	—	—	—	—	25	交差点等進入禁止違反	1	14	25	7	6	6	5		
	5割以上 10割未満	—	—	—	—	—	—	20	無灯	1	14	25	7	6	6	5		
5割未満	—	—	—	—	—	—	15	減光等義務違反	1	14	25	7	6	6	5			
携帯電話使用等	6	16	25	—	—	—	—	—	合凶不履行	1	14	25	7	6	6	5		
無車検運行(車両法)	6	16	25	—	—	—	—	—	合凶制限違反	1	14	25	7	6	6	5		
無保険運行(自賠法)	6	16	25	—	—	—	—	—	警音器吹鳴義務違反	1	14	25	7	6	6	5		
放置駐車違反	専用場所等以外高齢運転者等	駐停車禁止場所等	3	—	—	25	18	10	10	乗車積載方法違反	1	14	25	7	6	6	5	
		駐車禁止場所等	2	—	—	21	15	9	9	定員外乗車	1	14	25	7	6	6	5	
	専用場所等高齢運転者等	駐停車禁止場所等	3	—	—	27	20	12	12	積載物大きさ制限超過	1	14	25	9	7	6	5	
		駐車禁止場所等	2	—	—	23	17	11	11	積載方法制限超過	1	14	25	9	7	6	5	
駐停車違反	専用場所等以外高齢運転者等	駐停車禁止場所等	2	14	25	15	12	7	7	制限外許可条件違反	1	14	25	6	4	4	3	
		駐車禁止場所等	1	14	25	12	10	6	6	牽引違反	1	14	25	7	6	6	5	
	専用場所等高齢運転者等	駐停車禁止場所等	2	14	25	17	14	9	9	原付牽引違反	1	14	25	—	—	—	3	
		駐車禁止場所等	1	14	25	14	12	8	8	転落等防止措置義務違反	1	14	25	7	6	6	5	
保管場所法違反	道路使用	3	—	—	—	—	—	—	転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14	25	7	6	6	5		
警察官現場指示違反	長時間駐車	2	—	—	—	—	—	—	安全不確認ドア開放等	1	14	25	7	6	6	5		
警察官通行禁止制限違反	赤色等減点	2	14	25	12	9	7	6	停止措置義務違反	1	14	25	7	6	6	5		
信号無視	赤色等減点	2	14	25	9	7	6	5	初心運転者等保護義務違反	1	14	25	7	6	6	5		
	減点	2	14	25	9	7	6	5	座席ベルト装着義務違反	1	14	25	—	—	—	—		
通行禁止違反	赤色等減点	2	14	25	9	7	6	5	幼児用補助装置使用義務違反	1	14	25	—	—	—	—		
歩行者用道路徐行違反	減点	2	14	25	9	7	6	5	乗車用ヘルメット着用義務違反	1	14	25	—	—	—	—		
通行区分違反	減点	2	14	25	12	9	7	6	初心運転者標識表示義務違反	1	14	25	6	4	—	—		
歩行者側方安全間隔不保持等	減点	2	14	25	9	7	6	5	聴覚障害者標識表示義務違反	1	14	25	6	4	—	—		
急ブレーキ禁止違反	減点	2	14	25	9	7	6	5	最低速度違反	1	14	25	7	6	6	5		
法定横断等禁止違反	減点	2	14	25	9	7	6	5	本線車道通行車妨害	1	14	25	7	6	6	5		
高速自動車国道等車間距離不保持	減点	2	14	25	12	9	7	6	本線車道緊急車妨害	1	14	25	7	6	6	5		
追越し違反	減点	2	14	25	12	9	7	6	本線車道出入方法違反	1	14	25	6	4	4	3		
路面電車後方不停止	減点	2	14	25	9	7	6	5	牽引自動車本線車道通行帯違反	1	14	25	7	6	—	—		
踏切不停止等	減点	2	14	25	12	9	7	6	故障車両表示義務違反	1	14	25	7	6	6	5		
遮断踏切立入り	減点	2	14	25	15	12	9	7	仮免許練習標識表示義務違反	1	14	25	7	6	—	—		
優先道路通行車妨害等	減点	2	14	25	9	7	6	5	泥はね運転	—	—	—	7	6	6	5		
交差点安全進行義務違反	減点	2	14	25	12	9	7	6	公安委員会遵守事項違反	—	—	—	7	6	6	5		
環状交差点通行車妨害等	減点	2	14	25	9	7	6	5	運行記録計不備	—	—	—	6	4	—	—		
									警音器使用制限違反	—	—	—	3	3	3	3		
									免許証不携帯	—	—	—	3	3	3	3		

注 1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車及び路面電車をいいます。
 2 「二輪車」とは、大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいいます。
 3 「放置駐車違反」の欄の「大型車」は重被牽引車を含みます。
 4 違反をした場合に酒気を帯びていたときは「酒気帯び」の欄の点数となります。
 5 酒気帯びは0.15mg/ℓ以上に適用され、罰金が科されます。
 6 「初心運転者標識表示義務違反」及び「聴覚障害者標識表示義務違反」の「大型車」は、準中型自動車のみです。